

【保育料金表】

階層区分	定義	上段:保育標準時間の料金						下段:保育短時間の料金		単価:円	
		当年度 4月1日現在の年齢			2歳児			3歳児以上			
		0歳児・1歳児	2歳児	3歳児以上	第1子	第2子	第3子以降				
第1階層	生活保護世帯等	0 0	0 0	0 0	0	0	0				
第2階層	当該年度分の市区町村民税の非課税世帯 (ただし第1階層の該当者を除く)	0 0	0 0	0 0	0	0	0				
第3階層	48,600円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯	4,000 3,950 9,000 8,900	0 0 4,500 4,450	0 0 0 0	3,000 2,950 7,000 6,900	0 0 3,500 3,450	0 0 0 0			
第4階層	当該年度分の市区町村民税の課税世帯でその所得割額	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯	7,000 6,900 14,000 13,800	0 0 0 0	6,000 5,900 12,000 11,800	0 0 6,000 5,900	0 0 0 0			
第5階層	が次の区分に該当するもの (ただし第1階層の該当者を除く)	77,101円以上 97,000円未満	14,000 13,800	7,000 6,900	0 0	12,000 11,800	6,000 5,900	0 0			
第6階層		97,000円以上 133,000円未満	26,500 26,100	13,250 13,050	0 0	22,000 21,600	11,000 10,800	0 0			
第7階層		133,000円以上 169,000円未満	36,000 35,500	18,000 17,750	0 0	30,000 29,600	15,000 14,800	0 0			
第8階層		169,000円以上 202,000円未満	41,500 40,900	20,750 20,450	0 0	33,000 32,500	16,500 16,250	0 0			
第9階層		202,000円以上 235,000円未満	47,000 46,300	23,500 23,150	0 0	36,000 35,400	18,000 17,700	0 0			
第10階層		235,000円以上 268,000円未満	52,500 51,700	26,250 25,850	0 0	39,000 38,300	19,500 19,150	0 0			
第11階層		268,000円以上 301,000円未満	58,000 57,100	29,000 28,550	0 0	41,900 41,200	20,950 20,600	0 0			
第12階層		301,000円以上 397,000円未満	63,500 62,500	31,750 31,250	0 0	44,500 43,700	22,250 21,850	0 0			
第13階層		397,000円以上	66,000 64,900	33,000 32,450	0 0	47,000 46,200	23,500 23,100	0 0			

※給食費(3歳児～5歳児のみ)や延長保育料、教材費等は別途必要となります。詳細は各施設に確認してください。

【保育料の算定方法】

- 税額控除(寄付金控除、住宅借入金等特別控除など)が適用される前の、父母の「市区町村民税 所得割額」の合算額により算定します。
- 4月分～8月分は「前年度の市区町村民税 所得割額」により、9月分～3月分は「当年度の市区町村民税 所得割額」により、それぞれ算定します。
- 父母ともに市区町村民税が非課税の場合で、同一世帯にお子さんを税法上の扶養に入れている祖父母がいる場合には、その方の市区町村民税の所得割額により算定します。
- 父母が税未申告の場合は第13階層での決定となります。速やかに税申告をされたうえで、市役所すぐく保育課に確定申告書の写しを提出してください。なお、遡っての再算定は行いませんので、御留意ください。
- 前年1月2日以降に転入された方については、提出していただいた市区町村民税課税証明書、またはマイナンバーによる課税情報照会の結果により算定します。

【多子軽減のカウント方法について】

- 年収約360万円未満相当 [父母の市区町村民税の所得割額57,700円未満・ひとり親世帯のみ77,101円未満] の世帯 ⇒保護者が監護し生計が同一のお子さんの人数で、最も年長の子から順にカウントします。
(別居されているお子さんがいる場合は、すぐく保育課まで御相談ください。)
- 年収約360万円以上相当 [父母の市区町村民税の所得割額57,700円以上・ひとり親世帯のみ77,101円以上] の世帯 ⇒同一世帯の就学前児童が、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業所」「認証保育園」「企業主導型保育施設」「幼稚園」「特別支援学校幼稚園部」「児童心理治療施設」「認可外保育施設」に通園、または「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」を利用しているお子さんで、最も年長の方から順にカウントします。

【注】の施設を利用している場合は、市役所すぐく保育課まで申告が必要です。